

令和3年第2回八峰町議会臨時会会議録

令和3年5月18日（火曜日）

議事日程第1号

令和3年5月18日（火曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第42号 専決処分事項の報告について

（八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について）

第5 議案第43号 専決処分事項の報告について

（八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について）

第6 議案第44号 専決処分事項の報告について

（令和2年度八峰町一般会計補正予算（第10号））

第7 議案第45号 専決処分事項の報告について

（令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））

第8 議案第46号 専決処分事項の報告について

（令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第5号））

第9 議案第47号 専決処分事項の報告について

（令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号））

第10 議案第48号 物品の取得について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保

2番 山本 優人

3番 奈良 聡子

4番 腰山 良悦

5番 須藤 正人

6番 芹田 正嗣

7番 見上 政子

8番 菊地 薫

9番 笠原 吉範

10番 芦崎 達美

11番 皆川 鉄也

12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平	福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和
農林振興課副課長	堀内 和人		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 書 記 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和3年第2回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、3番奈良聡子さん、4番腰山良悦君、5番須藤正人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

本日、令和3年第2回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に当たり、4月24日の「山菜採り遭難」と本臨時会を招集した経緯についてご説明いたします。

はじめに、「山菜採り遭難」について申し上げます。

4月24日早朝に、八峰町八森字三十釜地内の山林に山菜採りに入った秋田市の男性が、夜になっても戻ってこないと家族から警察に通報があり、25日午前零時、家族から役場に捜索依頼がありました。

これを受け、町では、午前1時15分に「遭難対策本部」を設置するとともに対応を協議し、午前6時から捜索活動を行うことといたしました。捜索は、ぶなっこランドへ「現地対策本部」を設置し、能代警察署、八峰消防署及び地元消防団など総勢45名で乗用車が止められていた周辺の山林を中心に、県警へリ「やまどり」と県防災へリ「なまはげ」とともに捜索活動を行ったものの発見することができませんでした。

「遭難対策本部」で今後の対応を協議し、ご家族の意向も踏まえ、26日も午前6時から、もう少し捜索エリアを広げながら捜索活動を行うことといたしました。26日の捜索活動は、平日にもかかわらず29人が参加し、「やまどり」と「なまはげ」とともに行いましたが、この日も発見できませんでした。

捜索3日目となる27日も家族から捜索要望がありましたので、午前8時から捜索活動を行うことといたしました。27日の捜索活動は、このエリアをよく知っている地元住民も含めて24名態勢で、家族から依頼された場所を中心に、午後3時25分まで捜索しましたが、発見できませんでした。

今後の対応について協議したところ、家族から捜索中止の申し出があったことから、午後3時45分、現地解散をもって「遭難対策本部」を廃止いたしました。

その後も、親族や知人による捜索活動が続けられ、5月11日午前9時に、沢の岩陰で座った状態の男性を発見したと連絡が入り、役場職員3名と能代警察署員が現地へ向か

い、男性が亡くなっていることを確認しました。遺体の周辺は急斜面の岩場であり、男性は誤って滑落したと思われ、遺体を運んで下山することが困難であったことから、県警へ「やまどり」で吊り上げ、旧八森中学校へ搬送し、警察車両に移して能代警察署へ運び身元確認を行いました。

ご家族やご親族には心からお悔やみを申し上げますとともに、これまで捜索活動にご協力くださいました警察、消防署、消防団及び知人の方々に心から感謝申し上げます。

これから本格的なシーズンが始まりますので、入山者には、決して無理をすることのないよう呼びかけてまいりたいと考えております。

次に、本臨時会を招集した経緯についてご説明いたします。

町では、除雪機械の更新整備を計画的に進めておりますが、令和3年度におきましては、除雪ドーザ1台を購入することとしております。発注してから納入まで4カ月程度の期間を要することから、除雪シーズンの前に納入が完了するように入札を進めておりましたが、このたび、受注業者が決定しましたので、当該業者と契約を締結することについて議会の承認を求めるものであります。

また、令和2年度一般会計補正予算、2つの特別会計補正予算及び条例改正2件を令和3年3月31日付で、令和3年度簡易水道事業会計補正予算を4月1日付で専決処分いたしましたので、併せてこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第42号、専決処分事項の報告については、八峰町税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告であり、地方税法及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正であります。

議案第43号、専決処分事項の報告については、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分報告であり、参酌基準となる省令の一部改正に伴う改正であります。

議案第44号、専決処分事項の報告については、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第10号）の専決処分報告であり、既定額から4,935万7,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を73億8,506万7,000円とするものであり、歳入の主なものは、譲与税や各種交付金、国庫支出金、地方債の確定に伴う補正で、歳出については、事業の確定に伴う負担金や補助金、事業費などの減額となっております。

議案第45号、専決処分事項の報告については、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第2号）の専決処分報告であり、既定額に21万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9,770万円とするものであり、内容は、秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金の追加補正であります。

議案第46号、専決処分事項の報告については、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第5号）の専決処分報告であり、内容は、診療所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策費に対する国庫補助金の受入れに伴う歳入の組み替えであります。

議案第47号、専決処分事項の報告については、令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）の専決処分報告であり、資本的収入及び支出の予定額にそれぞれ1,200万円を追加して、資本的収入の予定額を2億2,331万3,000円に、資本的支出の予定額を2億2,831万3,000円とするものであり、内容は、八森地区老朽管更新工事の実施に伴う補正であります。

議案第48号、物品の取得については、除雪ドーザ購入契約締結について、議会の議決を求めるものであります。

以上、今議会臨時会の議案は7件であります。

詳細については、各議案提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第42号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例等の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） 議案第42号についてご説明いたします。

議案第42号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例等の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和3年5月18日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお願いいたします。

専決処分第2号

専決処分書

八峰町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治

法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

次のページからは条例を改正する改正文となっておりますが、内容につきましては、別に配付しております説明資料の方をご覧ください。

はじめに、条例を改正する理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令ほか関係法律、政省令が令和3年3月31日に公布されました。これにより、原則、令和3年4月1日より施行となることから、八峰町税条例等の一部を改正するものです。

次に、2の改正の概要です。

3ページ中段まで表にしておりますが、左側に改正条項、右側にその改正概要を記載しております。量が相当ですので、法令等の改正による字句訂正や条項の加除やずれ等については説明を割愛させていただき、主な部分について簡潔にご説明させていただきます。

恐れ入りますが、後で議案の改正文と配付資料の改正の概要表、新旧対照表の下線部分に目を通していただきますようお願いいたします。

今回の改正では、町民税、固定資産税、軽自動車税について変更がありました。

はじめに、配付資料の3ページ目、①番、個人市町村民税です。

(1) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例についてです。現行、平成30年度から令和4年度までの5年間で実施されておりますセルフメディケーション税制が、令和9年度までさらに5年間延長されました。

次に、②番、固定資産税についてです。

(1) 土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長についてです。土地に係る固定資産税の負担調整措置は、宅地等の課税標準額が増加した場合に激変緩和される制度ですが、今回の改正で令和3年度から5年度までの3年間継続されることとなりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活環境の変化を踏まえ、この負担調整措置等により課税標準額が増加する土地については、令和3年度に限り、前年度の課税標準額に据え置く特例が規定されました。

次に、③番の軽自動車税です。

(1) 環境性能割の税率区分の見直しについてです。自動車の取得時の税である自動

車取得税が令和元年10月に廃止され、環境性能割が導入されました。燃費の良い車ほど税が軽減される、いわゆるエコカー減税により、軽自動車の環境性能割はゼロ%から2%の間で課税されます。今回の改正では、新たな2030年度燃費基準のもとで税率基準が見直されました。

詳しくは、次のページ上段の改正後の表のとおりとなっております。最終ページですね、最終ページの上の方に記載しております。

(2) 軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直しについてです。平成31年度から令和2年度まで行われていた軽自動車税のグリーン化特例の対象が見直され、令和3年度から令和4年度においては、これまでの50%軽減または25%軽減の燃費基準の達成割合による軽減がなくなり、電気自動車等のみが対象となりました。

こちらにつきましても、詳細は最終ページの下段の改正後の表のとおりとなっております。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第42号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 専決処分されてしまったということで、まあ賛否はないんですけども、ちょっといろいろ質問したいと思います。

まず、この条例の中身を見ますと、本当に基本的な字句の誤りが非常に多くて、これは今までこのまま条例が通ってきたと思うんですけども、これはどうしてこういうふうな字句の誤りが今になってこれ発見されたのかなというこの疑問があります。

それと、町民税の非課税世帯のあれですけども、これ令和元年度の所得について、それから収入について、もう申告済みなものですよね。その違いがちょっと私は分かりないんですけども、これは令和元年度の収入についての申告がもう終わってるのに、なぜもっと早く出されなかったのかな。部分的なところで改正したところと、その前に改正されたところがあるのではないかなと思うんですが、その辺がちょっと私分かりません。

それとですね、町民税の36条3の3のところに、町民税に係る不申告に関する過料というのがありますけれども、この中にも書かれてますけれども、この町民税に係る申告しなかったという人に今まで過料がかかされた実態があるのかどうなのか。町民税の申告がないと、前年度の申告をそのまま使ってしまった例が私はもう何例かいっぱい知っ

てるんですけれども、この過料がかかるということで、この実態はどうなってるんですか。その点について伺います。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。成田税務会計課長。

○税務会計課長（成田拓也君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

字句の訂正が非常に多いということは、大変、これまできちんとした形でなかったということは大変申し訳ないなと思っておりますけれども、このたびの改正に際しまして、これまでのそういった修正をきちっと行ったということで、このたびこのタイミングで直させていただいたということでございます。

それから、2つ目の令和元年度の収入の申告の話につきましては、ちょっとご質問の内容をちょっと私もちょっと理解できない部分がありまして、後ほどきちっとお答えしたいと思います。

それから、町民税の不申告の場合の過料につきましても、これまでの実績、実態がどうであったかにつきましても、私、今把握しておりませんので、後ほど確かめてからお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 非常にこれまづいと思うんです。この文章の誤りっていうのは、本当に単純な文章ですよ。小さい「っ」を大きい「つ」に書いたりとか、それから、規定の「定」のところ、「定」2つ書いてたりとか、本当に基本的な誤りがいっぱいあるんですけれども、これ町民税でこうであれば、私、ほかの条例もどうなってるのかなということがちょっと心配になってきました。もう各条例をそれぞれちゃんと見直して、こういう字句の誤り、基本的な誤りがないかどうか調べた方がいいんでないかと思う。町長いかがでしょうか。

この文章がね今までずっと通ってきたんですけれども、誰かから指摘されたとか、まあ裁判もいろいろあったようですので、その際、弁護士からの指摘があったのかどうか。これをどのようにして見つけたのかをもう一回答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 見上議員の質問にお答えします。

この条例の文章自体は膨大な字句数があって、ほとんど一人、担当者が訂正してきてるという、まあ最初に作った人も一人の人がやってきてるんだと思うんですが、その

部分で毎年その上位の国の法律が改正されるたびに、それに合わせた形で町の条例等も直していくんですが、その際に改めて別な人が文言等を見ながら改正された部分を直して、新旧対照表を作ったりして皆さんにご説明し、お諮りするんですが、その際に見つかるんです。まあ今これを全部見直してやるというのは膨大な事務量ができますので、慣例的にそういう改正があった時にそのこの部分の関係する条例をチェックして、それで字句の修正、間違ってる部分があれば直すというふうなそういう形で今までもやってきてるんだというふうに認識しています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第43号、専決処分事項の報告について（八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について）を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第43号についてご説明させていただきます。

議案書の15ページをご覧ください。

議案第43号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和3年5月18日提出

議案書の次のページでございます。

専決処分第3号

専決処分書

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

次の17ページから54ページまでが条例を改正した改正文となります。

この改正文は、八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、八峰町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、八峰町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、以上4条例の改正文となり、この改正につきましては、全て介護サービス施設の人員、設備及び運営の基準等の改正であり、それぞれの施設等に関連するため一括で改正するものであります。

議員の皆様には、後ほど議案の改正文と提出資料の新旧対照表を比較しながらお目通しいただきますようお願いいたします。

その内容につきましては、別に提出しております八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の概要についてにてご説明させていただきます。

それでは資料をご覧ください。

八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の概要について。

介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、介護保険事業計画の期間に合わせて3年に一度大規模な見直しが行われます。介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準は、省令で定められておりますが、地方分権の一環で、平成24年以降は省令で定め

る基準を参考として地方公共団体の条例で定める基準が実際に事業者に適用される基準とされたため、省令改正を行った際にそれに合わせて条例改正が必要となることとなります。

それぞれの改正内容につきましては、中段の改正内容をご覧ください。

4 条例の共通項目でございます。

1 つ目、ハラスメント対策の強化。2 つ目の丸、業務継続に向けた取り組みの強化、感染症対策の強化、高齢者虐待防止の推進、会議や多職種連携における I C T の活用、利用者の説明・同意等に係る見直し、運営規定等の掲示に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、C H A S E、V I S I T 情報の収集・活用と P D C A サイクルの推進が主なものになります。

それぞれの 4 条例につきましては、下表のとおり、サービス類型と改正項目並びに改正内容を記載しております。

最後のページに補足説明として説明文も載せてありますので、ご覧ください。

改正の 4 条例とも、施行期日は令和 3 年 4 月 1 日となります。

説明は以上です。専決処分の承認につきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第43号について質疑を行います。質疑ありませんか。

7 番見上政子さん。

○7 番（見上政子さん） まずですね、大変大事な条例だと思います、私は。それなのに、なぜこれ 3 月議会で出されなかったのか。専決になってしまったのか。

それと、一括という、条例は一括ということはちょっとあり得ないと思います。やっぱり一本一本ちゃんと条例を出すべきだと思います。これ一括ということで大事なものが全部この中に入ってますので、これを専決でやるっていうことも大変疑問を感じます。

それと、地方公共団体の条例で定める基準が実際に事業者に適用されるということですが、これは国の方では指針出すんでしょうけども、これを地方公共団体が別枠で使いやすいように、充実するように基準を設けてもいいということですので、それについて国の規定するこの条例よりも何かもっと充実したとか変えられた点とかっていうのはあるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの 7 番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上政子議員の質問にお答えいたします。

はじめにご質問のありました一括による改正ということですが、当然のことながら4条例ありますので、それぞれに本来改正すべきものとは存じております。しかしながら、現実、八峰町内でサービスを提供する事業者、要は該当する事業者がいないう条例につきましても規定しているわけですが、ですので、今現在の標準条例を適用して運営等行っている八峰町としては、一括で改正させていただいたという趣旨でございます。

続きまして、2つ目のご質問です。国の基準を地方公共団体の裁量によって拡大するというお話がございましたけども、こちらにつきましては、省令改正で条例を施行する経過措置等につきましても省令に合わせた改正をすることになっておりますので、そういった施行期日に関わる事業者の融通を効かせるための範囲で標準条例を適用して実施しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

説明は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。2番山本優人君。

○2番（山本優人君） 今、見上さんの質問で回答したのにあったんですが、その対象事業所がどのくらいあるのかね。まあその報告とですね、いろいろ3年に一回見直しをして、いいように不自由な点は追加などあったんでしょうがですね、この膨大なチェック項目を町の職員がそれをチェックしていくことになる、相当な量ではないのかなというふうに思うんですよ。このチェックのボリュームに対して、こなしていけるのかなということがちょっと心配な点、その辺の認識。

それと、もしこれがですねチェック体制が甘いということになると、まあ各地で今たまたま出てきますけども不正受給という問題が出て、たまたま報道されることがあるんですが、要は、ここのチェック体制が甘いので不正受給が発生するということになってるわけですね。ですから、その辺のチェック体制を職員が減じられている中で十分機能できていくのかどうか、まあその辺のところは町長の方からも回答も得たいと思っております、そこまでとりあえずお願いします。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 山本議員の前段の対象事業所の質問につきましてお答えいたします。

提出資料をご覧ください。

表の中、一番、サービス類型のところをご覧ください。「八峰町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定されているサービス類型は、左の列のご覧のとおりでございます。上から3つ目、認知症対応型通所介護、こちらが1カ所、八峰町内にあります。

続いて、次の条例、「八峰町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」に規定されているサービス類型の事業所につきましては、一番上にあります介護予防認知症対応型通所介護、いわゆるグループホームと呼ばれているところですが、こちらの事業所が1カ所。こちらにつきましては、要支援と要介護1・2が該当になります。利用できます。

続いて、一つ飛ばして介護予防認知症対応型共同生活介護、こちらも一般的なグループホームでございます。こちらの施設も町内にございます。

続きまして、一つ条例を飛びまして「八峰町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に対応しますサービス型類の1つ目、居宅介護支援事業所、こちらが3カ所、八峰町内にございます。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） もう一つの方の事務量が大変だという、全くそのとおりです。

私も県の前の職場の中でも、特に厚生労働省関係の条例等の部分については、もう漢字がものすごく多くてチェックするのが大変な状況です。ただ、これについては、3年に一度というのは介護保険事業計画、いわゆる3年間の、今後3年間の介護保険の適用する事業料を定めて、それに対して、まあいわゆる我々一番身近な関心なのは基準の介護保険料いくらなるのか、まあ6,800円ですけど、そういう部分に基づいてやっていくものですから、そういう形の中で改正も順次3年ごとに行われていくという形で、今回の場合は特にこれを担当する方が人事異動ありましたので、そういう場面で大変難儀されているんですが、その時には他の職場に異動なった方々の力もお借りしながら、新しく担当した人の部分と力を合わせて何とかこの部分をやっていってというのが現状であります。それに今回みたいに6月議会でなく臨時議会とかがありますと、その間に地方

自治法で直近の臨時議会で報告しなきゃいけないってことで作業時間が大変短くなるんで、まあそういう意味でも非常にこの4月、5月っていうのは大変、臨時議会等があれば本当どの市町村も大変な状況であります。まあ我々とすれば、まずそういう部分については、異動があった場合については、その異動された職員の力も借りながら、またそのままで上司がその人の労務状況を見ながら協力しながらやっていくという形で、これやらないとまた、直しておかないということが一番駄目なことでありますので、そうすると不正受給等とかそういう問題も発生しますので、ここの部分は大変ですけども何とか頑張っているのが現状であります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 先ほどの答弁のとおり、これ膨大なもので町の職員はこれをチェックするのに大変だと思うんですけども、でもすごい大切な中身でありまして、グループホームの改正項目の中に規制緩和、配置の規制緩和とかサービスについてとかいろんなことが載ってますので、これ何かあった場合に八峰町の条例に載ってるからっていうこと、これを通ったからっていうことになってくると思いますので、非常に大事な項目だと思います。

その点からちょっと聞きたいんですけども、人員、設備、運営に関すること、それから介護の予防、サービスに関することの中に、まあ職員の兼務とか、兼務がかなり載ってます。それと、それから資格がない者に対して、まあ受教、講習を受ける、研修を受けるということは、これを義務づけることは非常にいいんですけども、経過措置3年ということのその意味がちょっと私分からなくて、これを受けた場合、資格がなくともこういう仕事ができるということなのか。その項目がちょっと何点かこう散らばって書かれております。この経過措置3年という意味はどういうことでしょうか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

あくまでも資格要件、事業所の職員の資格所持要件につきましては、要するに経過措置期間内は、研修を受けた人がいるのであれば、免許を所持してない人でもその事業者は運営できるという最大限の経過措置の解釈になりますので、事業所に圧力的な規定をこちらから与えるということではないのでご理解いただければと思います。

○議長（門脇直樹君） 森田町長。

○町長（森田新一郎君） 私からも少し補足させていただきます。

見上議員の質問の趣旨の部分で、町が条例、町の条例が事業者に適用されるという部分を中心に前面に出されてる質問なんですけれども、現実問題として介護保険事業計画、ここの部分については、こう町が作るんですけど、これみんな国の方で介護保険全体の部分で国が管理しています。まあ町も管理するんですけど、国も一体となった形で介護保険全体の中でいきますので、町の条例がこう最終的に事業者に適用されるんですが、だからといって国の省令等と違う内容で決めることはこれはできない、そういうルールになってますので、基本的には国の省令の形の部分に準じた形で町の条例を直していくというふうなそういう形になりますので、その辺のご理解もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 大変大事な、これから高齢者の人たちが利用するであろう施設に対する改正の中身で、規制緩和の中にやっぱり資格がなくとも講習を受けた人が使えるとか、それから別のその施設の人、別の、同じ敷地内にある施設の人とこう共有して仕事ができるとか、いろんな面でかなり規制緩和があります。これは、今後、質の低下に繋がるんでないかという、これはまあ国の方のやり方がそうなんですけれども、これに対するやっぱり心配があります。

それで、人員、設備、運営に関する基準と、それから介護予防のための効果的な支援に関するこの基準については私は反対ですけれども、最後の指定居宅介護支援、これは充実されていると思いますので、一括してこれが提出されておりますので、私は反対をいたします。

○議長（門脇直樹君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。この採決は起立で行います。本案について原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（門脇直樹君） 起立多数です。したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

日程第6、議案第44号、専決処分事項の報告について（令和2年度八峰町一般会計補正予算（第10号））を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第44号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

議案第44号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八峰町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

令和3年5月18日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをお開き願います。

専決処分書でございます。

令和2年度八峰町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,935万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,506万7,000円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、5ページの「第2表 地方債補正」に記載しておりますが、対象事業費の実績見込み額がまとまったことに伴い、限度額の変更を行ったものでございます。

詳細につきましては、15ページから16ページの21款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の主な補正理由について、事項別明細書9ページ以降をご覧くださいながら歳入歳出の順にご説明いたします。

9・10ページをお開き願います。

まず歳入ですが、2款地方譲与税から、以降11・12ページ、そして13・14ページ11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、いずれも令和2年度の歳入額が確定したことによる補正でございます。

14款国庫補助金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の令和2年度実施事業分の精算に伴う772万3,000円の減額補正でございます。

15・16ページをお開き願います。

18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、各種交付金及び特別交付税の追加補正により財源不足額補填分として予算計上しておりました4億2,217万9,000円のうち、1億3,384万6,000円を減額補正いたします。基金からの繰入額を減額したことにより、財政調整基金の令和2年度末残高は、おおよそ28億4,548万9,000円となる見込みでございます。

21款町債につきましては、起債対象事業費の確定に伴う補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただきます。

17・18ページをお開きください。

22款法人事業税交付金につきましては、県からの交付金額の確定に伴う31万1,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

19・20ページをお開きください。

おおむねの科目につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の実施事業と起債充当事業の歳出実績見込み額がまとまったことによる減額補正でございますので、個別の項目の説明は割愛させていただき、別資料でご説明させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金分についてご説明いたします。

タブレットの議案第44号説明資料1をご覧ください。

令和2年度に実施いたしました事業の実績についての資料でございます。12ページにわたって27事業記載しております。ここに事業概要、対象、送付数とか対象者数、事業費等掲載されております。事業名につきましては、国へ申請する際の事業名といたしております。その下には、町で支出した款項目を記載しております。事業名の下には、交付対象経費と総事業費を記載しております。

1ページの新型コロナウイルス感染症拡大防止事業から12ページ最後の27事業目、学校保健特別対策事業費補助金の合計の交付対象経費は、3億2,536万6,000円でございます。総事業費は3億3,444万7,000円であります。

内容説明及び支出内訳につきましては、それぞれの事業内容と事業に要した支出内訳をこのように記載させていただきましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。

す。

次に、起債充当事業費についてご説明いたします。

タブレットの議案第44号説明資料2をお開き願います。

この説明資料2の上段、歳出、起債充当事業補正予算資料につきましては、2款総務費、6款農林水産費、8款土木費、9款消防費について、このたびの専決処分において減額補正したものを一覧にしたものでございますので、表内の事業の説明、補正額、起債種別等をご確認いただきますようお願いいたします。

説明資料2の一番下ですけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と起債充当事業以外に専決処分したものを記載しております。内容につきましては議案第46号と関連しておりますので、町営診療所特別会計繰出金の減額補正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

換気のため休憩いたします。11時5分より再開いたします。

午前10時58分 休 憩

.....
午前11時05分 再 開

○議長（門脇直樹君） 会議を再開いたします。

日程第7、議案第45号、専決処分事項の報告について（令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第45号についてご説明させていただきます。

議案書の69ページでございます。

議案第45号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

令和3年5月18日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページをご覧ください。

専決処分第5号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

令和2年度八峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度八峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,770万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

議案書の98・99ページでございます。

まずは歳入でございますが、4款繰入金1項繰越金、失礼しました。4款繰越金1項繰越金21万3,000円につきましては、歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金21万3,000円のことであります。

後期高齢者医療の制度上の医療保険料等負担金は、町の歳入である後期高齢者医療保険料の町の徴収分等を一旦、広域連合に納付するものでございます。前月の徴収分を還付見込み額を除いて翌月に広域連合に納付、そして年度末には翌年度還付分、還付未済み分も加味し、一旦、広域連合に納付することとなっております。これは前年度の繰越

金に含まれるものであります。この前年度繰越金と保険料徴収分を含めて、3月補正時点では例年並みの普通徴収分と徴収率を見込んで算出して追加補正させていただいたところでございます。その後、年度末の徴収強化を図ったことが功を奏し、収納率が見込み以上に増えたことに伴い、併せて還付未済み額分も含めて納付する金額に不足が生じてしまったことによる補正でございます。そのため、この増収分につきましては、前年度繰越金を財源とし、広域連合へ納付する負担金を増額したものであります。今後、3月補正時点での収納率の向上と前年度の繰越金の還付未済み分を十分考慮して対応することといたします。

議案第45号の説明は以上となります。専決処分の承認につきましてよろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（門脇直樹君） これより議案第45号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第46号、専決処分事項の報告について（令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第46号についてご説明させていただきます。

議案書の108ページでございます。

議案第46号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、

議会の承認を求めるものである。

令和3年5月18日提出

八峰町長 森 田 新一郎

次のページでございます。

専決処分第6号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

八峰町長 森 田 新一郎

令和2年度八峰町営診療所特別会計補正予算（第5号）。

令和2年度八峰町の町営診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条における歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,998万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案書の110・111ページでございます。

まず歳入ですが、先ほど議案第44号にて説明のありました一般会計に関連し、3款繰入金1項繰入金を300万円減額し、6款国庫支出金1項国庫補助金を300万円増額するものであります。これは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、医療機関、薬局等、感染拡大防止対策支援事業費補助金を活用したものでございます。

この事業に関連する歳出につきましては、1款総務費1項施設管理費1目医務管理費が130万8,000円、2目歯科一般管理費38万円、2款医業費1項医業費1目医科医業費69万2,000円、2目医科医業費62万円であります。

執行の内訳につきましては、町営診療所では受診者、医療従事者等の手指消毒剤や手袋等の感染症対策消耗品、非接触検温器やエアコンなどの備品を購入いたしました。また、町営診療所埴川分院において、診療所と同様の感染症対策の消耗品と、埴川分院の光熱水費等、施設管理費及び空気清浄器など備品を購入し、町営歯科診療所においては、診療所と同様の感染症対策の消耗品のほか、口腔内バキュームやスリッパ除菌器などの

備品を購入させていただいております。町営診療所埴川分院、歯科診療所、それぞれ100万円の交付を受け、感染防止対策資機材を購入し、感染防止対策事業を実施いたしました。

議案第46号の説明は以上となります。専決処分の承認につきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第47号、専決処分事項の報告について（令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号））を議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第47号、専決処分事項の報告についてをご説明いたします。

議案第47号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるところでございます。

令和3年5月18日提出

八峰町長 森田 新一郎

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年4月1日

八峰町長 森 田 新一郎

令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）。

令和3年度八峰町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

2条ですけれども、業務の予定量の補正。

第2条、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、（4）主要な建設改良事業に次の項目を加える。

チ、八森地区老朽管更新工事。事業費、1,200万円です。これは、4月15日の全員協議会にてご説明いたしました、仮称薬王堂秋田八峰店に関する給水管の、配水管の設備工事でございます。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款資本的収入第1項企業債、これは工事費の財源として1,200万円を追加するものでございます。

支出です。1款資本的支出1項建設改良費1,200万円、先ほど説明した内容です。

企業債の補正。

第4条、予算第6条に定めた限度額「5,120万円」を「6,320万円」に改める。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第48号、物品の取得についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 議案第48号、物品の取得についてをご説明いたします。

議案第48号、物品の取得について。

八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、下記のとおり物品を取得することについて、議会の議決を求めるものであります。

記

1. 物 品 名 除雪ドーザ（1.3立米級）
2. 取 得 金 額 1,306万8,000円
3. 契約の相手方 住 所 八峰町峰浜目名潟字萩ノ台5番地26号
商号又は名称 幸和機械株式会社峰浜営業所
代 表 者 名 営業所所長 笹本 郁生
4. 支 出 項 目 令和3年度八峰町一般会計
8 款土木費
2 項道路橋梁費
4 目除雪費

令和3年5月18日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案理由でございます。八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が700万円以上の動産の取得に係る契約であり、議会の議決を要するためであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番山本優人君。

○2番（山本優人君） この予算、確か3,000万円近い予算取ってると思うんですがね。結果的に見れば1,300万円。税込みで1,300万円と。非常に価格差が大きすぎると思うわけですね。これは事前にやはり何だ、相見積っていうか、まあそういうふうなものはある程度取ってから予算計上するべきなんではないかなと思うんですよ。まあ多く取れば、予算を多く取っておけばそれにこしたことはないけども、必要以上に予算を膨大に取って結果的に3分の2も余すというふうな、こういうふうな予算の取り方っていうのはちょっと

とおかしいんじゃないかなという、その辺の経緯を少し説明してください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの2番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの山本議員のご質問にお答えいたします。

今回の入札は、落札率が40.82%でした。去年は小型ロータリー除雪車2,900万円の予定価格で98.2%の落札率でした。これは、去年は小型ロータリー除雪機という特殊な機械で、全国的に生産する台数が限定されておりまして、なかなか需要がないということで高落札率で落札しております。ただし、除雪ドーザ、これについては一般的に市場に出回る数が多い車両でございます。つきまして、平成30年度にも同じようなドーザを購入しています。その時の予定価格に対する落札率は65%でした。

このように除雪ドーザに関しては、これまでも5割、6割ぐらいの予定価格に対する比率で落札しておりますので、今回もそれに準じた形で落札されたのかと思っております。

もう一点、予算取りに関してですけれども、これはあくまでも、うちの方でも見積もりをいただいております。見積もりの段階では、やはり業者さんは公表されている車両をもとにして出してきましたので、最初見積もりは高い形で提出されて、入札時は実際競争してかなり低い額で応札されるということでございます。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 単純な質問をします。耐用年数はどのくらいかということと、これの、普通、物買えば保証期間ってあるんですけども、そういうの分かったら教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） 見上議員の質問にお答えします。

耐用年数というのは定まった年数はありません。ただし、車両ですので、ものによっては長持ちする車両もありますし、そうでないものもあります。これについては、今回は新規に1台購入するわけですけども、これまで更新で使ってきた除雪車両は、平均15年から以上は使っております。

保証金については、あ、保証額については、あ、保証期間ですか。すいません。保証

期間については、瑕疵がなければ1年間となっております。

以上でございます。

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和3年第2回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前11時26分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子

同 署名議員 4 番 腰 山 良 悦

同 署名議員 5 番 須 藤 正 人